

2021年12月7日

株式会社国際協力銀行
総裁 前田 匡史 様

国際環境 NGO FoE Japan
「環境・持続社会」研究センター (JACSES)
メコン・ウォッチ

JBIC の環境社会配慮ガイドライン改訂に関する

追加論点「JBIC による株式取得にあたっての環境社会配慮確認」の提出

JBIC の環境社会配慮ガイドライン改訂に関する追加論点を、以下のとおり提出させていただきます。ご査収いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

●JBIC 現行ガイドライン該当箇所

- 第1部 4. 環境社会配慮確認手続き (2) カテゴリ分類、(3) カテゴリ別の環境レビュー、(4) モニタリング

●追加論点

JBIC が特定のプロジェクトに関係なく株式取得や金融支援を行う場合、カテゴリ F I に準じた環境社会配慮確認を行うべきである。

●NGO の考え方

- JBIC 現行ガイドラインでは、「第1部 4. 環境社会配慮確認手続き」において、「カテゴリ F I」の規定はあるものの、JBIC が特定のプロジェクトに関係なく株式取得や金融支援を行う場合の環境社会配慮確認手続きについて、明確な規定がない。JBIC が株式取得等を行う場合でも、JBIC の出資等を受ける当該法人等が行うプロジェクトや取引において、ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう、JBIC は確認及びモニタリングを行うべきであり、その旨の規定がガイドライン上明記されるべきである。
- IFC では、『環境と社会の持続可能性に関する政策』 para. 37 において、最終用途が特定されていない株式取得や金融支援において、para. 33 の規定（金融仲介者等へのエンゲージメントや要件に係る規定）を適用することが明記されている。
- **事例**：JBIC はシンガポール共和国法人 AGP International Holdings Pte. Ltd. (AGP) への出資決定にあたり、「AGP がカテゴリ A 乃至 B に該当する事業を実施すること」を想定していたにもかかわらず、当該出資が「特定プロジェクトと関係がない点を出資承諾前に AGP に確認」したことを理由に「カテゴリ C に分類」し、環境レビューを実施しなかった。しかし、本来であれば、カテゴリ F I における環境レビュー手続きに準じ、当該企業が行うプロジェクトや取引においてガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認すべきであった。一方、NGO の問合せに対し、JBIC は AGP への出資決定以降も、AGP がフィリピン・バタガス州で推進しようとしている LNG 受入ターミナル案件や他案件など個別プロジェクトについて、「AGP による適切な環境社会配慮が確保されるよう確認」していると回答している。したがって、モニタリング期間における JBIC の手続きについて、実態に合わせた規定がガイドライン上にも明記されるべきである。

以上